

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 5 3 回相模原市社会福祉審議会児童福祉専門分科会				
事務局 (担当課)		こども・若者未来局 こども・若者政策課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 1 5 (直通)				
開催日時		平成 2 9 年 1 0 月 3 日 (火) 午後 7 時から 8 時 3 0 分まで				
開催場所		ウェルネスさがみはら 7 階 視聴覚室				
出席者	委員	1 0 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 6 人 (こども・若者未来局長、他 1 5 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 こども・若者未来局長あいさつ 3 議 題 (1) 次期相模原市母子保健計画の答申について (2) 民間保育所の設置認可及び幼保連携型認定こども園の認可について 4 その他 5 閉 会				

主な内容は次のとおり。【 は委員の発言、 は事務局の発言】

1 開 会

2 こども・若者未来局長あいさつ

3 議 題

(1) 次期相模原市母子保健計画の答申について

大溝会長から、こども・若者未来局長へ答申が行われた。

(2) 民間保育所の設置認可及び幼保連携型認定こども園の認可について

・民間保育所の設置認可について

長時間の延長保育を予定しているが、職員配置は適正と考えられるか。

現在夜間保育所の施設長をしている方が、新たな園の施設長に就任する予定であり、その経験を生かしてシフトや職員配置を検討すると聞いている。

園庭がなく、隣接する神社を屋外遊戯場として申請をしている。地元の子どもたちも遊ぶ場所だと思うが、どのような取り扱いとなっているのか。

要綱上は、安全性を確認した上で土地の確保に替えることができることとしている。今回のケースでは、少人数でエリアを分けて使用していくとのことなので、地元の子どもたちが遊べないといった支障はないと認識している。

屋外遊戯場への移動はどのようにするのか。

園から徒歩一分のところには神社の出入り口がある。移動の際の方法や経路、職員の配置については、計画書の提出を求めている。

長時間の延長保育について、市から働きかけをしたのか。

地域性やニーズを考慮して申請者が提案したものであり、市から依頼等はしていない。

長時間保育について、制限することはできないと認識しているが、保育の質は維持してもらいたい。

・幼保連携型認定こども園の認可について

このタイミングで多くの保育所が幼保連携型認定こども園としての認可を求めてきているが、その理由は何なのか。また、移行するメリットはあるのか。

保育所が幼保連携型認定こども園になることで、保育所に入所できる要件を満たしていない子どもも受け入れることができるようになる。平成27年に制度改正があり、平成31年までが移行期間となっていることから、このタイミングでの申請が多くなったと考えている。

今回移行する保育所の中で、運営面において指導等を受けたものはあるのか。

長く運営している保育所が多いが、特にそういったことはない。運営実績については問題ないと認識している。

用地について、自己所有と借用の2種類があるが、どのような基準があるのか。

10年以上借用できることを確認している。20年の借用というところが多い。

4 その他

次回の分科会については、開催が決まり次第調整し、通知することとした。

5 閉 会

市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿

(平成29年10月3日)

番号	氏名	役職・推薦団体	備考	出欠
1	原 ひろこ 裕子	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
2	とつか ひであき 戸塚 英明	相模原市社会福祉協議会		出席
3	うちだ のりこ 内田 紀子	相模原市私立保育園園長会		出席
4	かわ さき ひさし 川崎 永	相模原市幼稚園・認定こども園協会		欠席
5	たがわ つくよ 田川 継世	相模原市母子寡婦福祉協議会		出席
6	おおみぞ しげる 大溝 茂	桜美林大学特任教授	専門分科 会長	出席
7	たけした まさゆき 竹下 昌之	相模女子大学常務理事	職務代理	出席
8	さくらい なつこ 櫻井 奈津子	和泉短期大学教授		出席
9	おおにし てるよし 大西 輝佳	相模原市立小中学校長会		欠席
10	あいざわ ゆみ 相澤 由美	相模原人権擁護委員協議会		出席
11	しながわ よういち 品川 洋一	相模原市医師会		出席
12	たじま としき 田島 敏樹	相模原市医師会		出席